

学びの森官民連携型賑わい拠点創出事業
基本協定書（案）

令和●年●月●日

各務原市

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (事業遂行の指針)
- 第4条 (表明保証)
- 第5条 (乙の役割分担等)
- 第6条 (事業日程)
- 第7条 (乙による資金調達)
- 第8条 (認定公募設置等計画の変更)
- 第9条 (許認可及び届出等)
- 第10条 (本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)
- 第11条 (本施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)
- 第12条 (関係事業者との連携)
- 第13条 (自己責任)
- 第14条 (保険)

第2章 公募対象公園施設の設置

- 第15条 (設計)
- 第16条 (甲による設計の変更)
- 第17条 (許可)
- 第18条 (乙による完成検査)
- 第19条 (供用開始予定日の変更)
- 第20条 (設置工事の一時中止)
- 第21条 (供用開始の遅延)
- 第22条 (設置工事中に乙が第三者に与えた損害)

第3章 特定公園施設の建設

- 第23条 (設計)
- 第24条 (甲による設計の変更)
- 第25条 (施工計画書等)
- 第26条 (工事責任者の設置)
- 第27条 (建設工事)
- 第28条 (第三者の使用)
- 第29条 (甲による説明要求及び立会)
- 第30条 (甲による完成検査)
- 第31条 (甲による完成検査確認通知書の交付)

- 第32条 (引渡予定日の変更)
- 第33条 (建設工事の一時中止)
- 第34条 (建設工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱)
- 第35条 (建設工事開始及び完了時の甲に対する届出)

第4章 特定公園施設の引渡し

- 第36条 (所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)
- 第37条 (瑕疵担保)

第5章 公募対象公園施設の管理

- 第38条 (管理)
- 第39条 (管理運営報告書の提出)
- 第40条 (年間業務報告書の提出)
- 第41条 (財務情報等の報告・開示)
- 第42条 (その他報告義務)
- 第43条 (許可の取消し等)
- 第44条 (変更許可申請)
- 第45条 (許可の更新)
- 第46条 (改善命令等)
- 第47条 (第三者の使用)
- 第48条 (譲渡の取扱い)
- 第49条 (公募対象公園施設の損傷に伴う影響)
- 第50条 (特定公園施設の損傷に伴う影響)
- 第51条 (原状回復)

第6章 特定公園施設の管理

- 第52条 (特定公園施設の管理許可)
- 第53条 (維持管理及び管理運営)
- 第54条 (許可の更新)
- 第55条 (許可の取り消し)

第7章 利便増進施設の設置及び管理

- 第56条 (利便増進施設の設置及び管理)

第8章 認定計画提出者の責務等

- 第57条 (乙の遵守事項)
- 第58条 (維持管理・運営等)

第59条 (災害時等の対応)

第60条 (甲によるモニタリング)

第9章 不可抗力による損害等

第61条 (不可抗力による損害等)

第62条 (法令等の変更)

第63条 (法令等の変更による損害等)

第10章 協定の解除

第64条 (認定公募設置等計画の有効期間)

第65条 (認定計画の認定取り消し)

第66条 (解除に伴う賠償等)

第11章 雑則

第67条 (協議)

第68条 (著作権の使用)

第69条 (秘密保持)

第70条 (通知)

第71条 (管轄裁判所)

第72条 (その他)

学びの森官民連携型賑わい拠点創出事業 基本協定書（案）

各務原市（以下、「甲」という。）と認定計画提出者である〇〇、〇〇、〇〇（以下、個別に又は総称して「乙」といい、〇〇を「代表構成団体」という。）は、学びの森官民連携型賑わい拠点創出事業（以下「本事業」という。）における、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設（以下「本施設」という。）の整備・管理運営事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公募設置等指針 甲が公表した公募設置等指針、様式集、資料等、質問回答書の書類をいう。
- （2）認定公募設置等計画 乙が設置等指針に基づき、甲に提出した一切の書類をいう。
- （3）公募対象公園施設 都市公園法（昭和31年法律第79号）（以下「法」という。）第5条の2第1項に規定する公園施設をいう。
- （4）便益施設 都市公園法施行令（昭和31年政令第295号）第5条第6項に示すものをいう。
- （4）特定公園施設 本事業の対象として公募設置等指針に基づき、認定公募設置等計画により提案を行った公募対象公園施設を除く公園部分をいう。
- （5）設置管理許可 甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内で便益施設等を設置し管理することを認め、与える許可をいう。
- （6）管理許可 甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内の便益施設等に付随する部分の特定公園施設を管理することを認め、与える許可をいう。
- （7）特定公園施設譲渡契約 甲と乙が別途契約する特定公園施設の譲渡に関する契約をいう。
- （8）利便増進施設 認定公募設置等計画に従い都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する利便増進施設として設置及び管理されるものをいう。
- （9）不可抗力 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由をいう。
- （10）協力者 認定公募設置等計画において、協力者として記載された者をいう。

（事業遂行の指針）

第3条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計

画に従って遂行するものとする。

- 2 本協定は、公募設置等指針及び認定公募設置等計画と一体の契約であり、これらはいずれも本協定の一部を構成する。また、本協定の規定に基づき、別途甲と乙の間で締結される契約は、いずれも本協定の一部を構成する。
- 3 前項の各書類間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定、公募設置等指針、認定公募設置等計画の順で優先的な効力を有する。但し、認定公募設置等計画の内容が公募設置等指針に定める水準を超える場合には、その限りにおいて認定公募設置等計画が公募設置等指針に優先する。
- 4 第2項の各書類の内容について疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(表明保証)

第4条 乙は、本協定締結日現在において、甲に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 乙は、いずれも日本国の法令に基づき有効かつ適法に設立され、存続する法人であること。
 - (2) 乙は、いずれも本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の乙の義務は法的に有効かつ拘束力ある義務であり、強制執行可能であること。
 - (3) 乙が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
 - (4) 本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令等に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (5) 自ら（その役員、使用人その他の関係者を含む。以下同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
 - (6) 自らが反社会的勢力を利用していないこと。
 - (7) 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
 - (8) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 2 乙は、協力者をして、前項各号の事実を表明し、保証する内容の書面を、甲に対して提出させる。但し、この場合、前項第1号ないし第4号における「乙」は「協力者」と読み替えるものとする。

(乙の役割分担等)

第5条 本事業の実施に際し、乙は、本施設の設置管理に係る役割分担を示した事業実施体制表を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 本協定に基づく債務の履行については、乙が、甲に対して最終責任を負うものとする。
- 3 代表構成団体は、乙を代表して甲に対する通知、報告、文書の提出を行う責任を負い、乙を代表して甲から通知を受領する権限を有するものとする。但し、甲が通知、報告、文書の提出を行う者を

乙のうちから指定したときはこの限りでない。

- 4 代表構成団体は、甲の書面による承諾なく、その地位を代表構成団体を除く乙又は第三者に譲渡することはできない。

(事業日程)

第6条 本事業は、原則として認定公募設置等計画の事業日程に従って実施するものとする。

(乙による資金調達)

第7条 本事業に関連する資金の調達は、別途定めのない限り、全て乙の責任において行うものとする。

(認定公募設置等計画の変更)

第8条 乙は、本事業の実施にあたり、法第5条の6第2項に規定する基準等を踏まえ、認定公募設置等計画を変更しようとする場合においては、甲の認定を受けなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき認定公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可ないし認定の取得、届出あるいはそれらの維持等については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。但し、本事業の実施に必要な許認可ないし認定の取得、届出あるいはそれらの維持等を甲が行う必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、乙は、甲による当該許認可ないし認定の取得、届出あるいはそれらの維持等にかかる費用を負担するものとし、また、当該措置について甲が乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 乙は、前項の許認可ないし認定の取得、届出あるいはそれらの維持等に際しては、甲に対し、書面による事前説明及び事後報告を行うものとし、許認可ないし認定の取得、届出あるいはそれらの維持等に関して書類を作成し、提出した場合、その写しを保存するとともに速やかに甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から書面により要請がある場合、乙による許認可ないし認定の取得、届出あるいはそれらの維持等に必要な資料の提出その他甲が乙にとって必要と判断する事項について法令等の範囲内において協力するものとする。
- 4 乙は、第1項に基づき乙が取得、認定、届出又は維持した許認可等を証する書類の原本を保管し、甲の要請があった場合にはその原本を提示し、又は原本証明付き写しを甲に提出するなど、甲が必要とする事項について協力するものとする。

(本施設の設計及び整備に伴う各種調査)

第10条 乙は、本施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費

用負担において行うものとする。また、乙はかかる調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等が終了したときは甲に当該調査等に係る報告をしなければならない。

(本施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)

第11条 乙は、自らの責任と費用負担において、本施設の整備工事による事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、騒音・振動等の対策及び周辺の環境整備に努めることとする。

(関係事業者との連携)

第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が要求する場合、学びの森及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。但し、甲の乙に対する要求が合理的範囲を超える場合はこの限りではない。

(自己責任)

第13条 乙は、本協定、公園施設設置許可書及び公園施設管理許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとし、本事業及びこれに関連して乙に生じた収入の減少、費用の増加、その他の損害の発生については、その名目のいかんを問わず、全て乙が負担し、甲はこれについて何ら責任を負担しない。但し、法第28条第1項に定めるものを除く。

2 乙が、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、乙はその紛争、損害の一切について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目のいかんを問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

3 乙は、本協定、公園施設設置許可書及び公園施設管理許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業に関して乙から甲になされる報告、通知又は説明を理由として、本協定、公園施設設置許可書及び公園施設管理許可書上のいかなる責任をも免れることはなく、当該報告、通知又は説明を理由として、甲は何らの責任を負担しない。

(保険)

第14条 乙は、自己の責任及び費用負担において、保険契約を締結するものとする。乙は、当該保険契約の締結後、速やかに保険証書の写し又はこれに代わるものを甲に提出しなければならない。

第2章 公募対象公園施設の設置

(設計)

第15条 乙は、自己の責任及び費用負担において、公募対象公園施設の設計を行い、別紙1に規定する設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、提出された設計図書等を確認し、修正すべき点がある場合には、乙に対して修正を指示することができるものとする。

2 乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、修正を指示することができる。

- 3 乙は、公募対象公園施設の設計を行うにあたり、認定公募設置等計画の内容に変更が必要となった場合は、第8条第1項に基づく甲の認定を得たうえで認定公募設置等計画を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。なお、当該変更により乙に増加費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

(甲による設計の変更)

第16条 甲は、甲が必要と認める場合は、認定公募設置等計画の範囲内に限り、乙に対して設計図書等の変更を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、その費用負担について甲と協議するものとする。但し、当該変更が乙の作成した設計図書等に法令等違反、本協定・公募設置等指針・認定公募設置等計画との相違、若しくはその他の不備があることによる場合、又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用の一切を負担するものとする。

(許可)

第17条 乙は、公募対象公園施設の設置工事着手までに、公募対象公園施設に係る公園施設設置許可申請書及び減免申請書を提出して甲の許可を得るものとする。

- 2 甲は、前項に基づき提出された公募対象公園施設に係る公園施設設置許可申請書を審査し、公募対象公園施設が法第5条第2項の要件を満たし、当該申請書に記載された事項が法第5条第1項及び各務原市都市公園条例（昭和49年条例第38号）第7条第1項に定める記載事項に合致し、かつ、認定公募設置等計画の内容に合致している場合、これを許可する。
- 3 前項の許可の期間は、許可の日から10年とする。
- 4 乙は、認定公募設置等計画に基づき提案した、公募対象公園施設に係る設置許可使用料（以下「設置許可使用料」という。）を甲に支払う。
- 5 乙が甲に支払う設置許可使用料の額は、1㎡当たり●●●円（提案額）とする。但し、条例等の改正により使用料の額が改定され、認定公募設置等計画に記載された使用料の額が条例等で定める使用料の額を下回るようになった場合は、条例等で定める使用料の額を適用する。なお、設置許可使用料算出の対象となる面積は、公募対象公園施設的面積とし、設置許可内容の変更に伴いその面積が変更された場合は、変更後の面積とする。
- 6 第4項に基づく公園設置管理許可に係る使用料は、公募対象公園施設の設置工事期間中においては免除とする。
- 7 乙は、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により納入期限内に設置許可使用料を納付するものとする。
- 8 乙による公園設置管理許可に係る使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼が失われた事由とすることができる。

(乙による完成検査)

第18条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の設置工事の完成検査を行うものとする。乙は、公募対象公園施設の設置工事の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲が前項に規定する完成検査への立会を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該立会を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。
- 4 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

(供用開始予定日の変更)

第19条 乙は不可抗力、法令等の変更、その他乙の責によらざる事由により、公募対象公園施設の供用開始予定日の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更を甲に請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議のうえ、合理的な供用開始予定日を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(設置工事の一時中止)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めるときには、公募対象公園施設の供用開始予定日を変更することができる。

(供用開始の遅延)

第21条 甲の責に帰すべき事由により公募対象公園施設の供用開始が遅延した場合、乙は、甲に対し、この遅延によって乙に生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 乙の責に帰すべき事由により公募対象公園施設の供用開始が遅延した場合、甲は、乙に対し、この遅延によって甲に生じた損害の賠償を請求することができる。

(設置工事中に乙が第三者に与えた損害)

第22条 乙が公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する義務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

第3章 特定公園施設の建設

(設計)

第23条 乙は、自らの責任と費用負担において特定公園施設の設計を行い、別紙2に規定する設計

図書等を甲に提出するものとする。甲は、提出された設計図書等を確認し、修正すべき点がある場合には、修正を指示することができる。

- 2 乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、修正を指示することができる。
- 3 乙は、特定公園施設の設計を行うにあたり、認定公募設置等計画の内容に変更が必要となった場合は、第8条第1項に基づく甲の認定を得たうえで認定公募設置等計画を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。なお、前2項及び本項の規定に基づく変更により乙に増加費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。
- 5 甲は、乙から提出された設計図書等が適当であると認められるときは、確認書を発行するものとする。
- 6 乙は、第1項又は第2項の設計図書等を提出したこと、第4項の報告を行ったこと及び前項の確認書を受領したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該提出、報告又は確認書の発行を理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による設計の変更)

第24条 甲は、甲が必要と認める場合は、前条第5項の確認書を発行した後であっても、認定公募設置等計画の範囲内に限り、乙に対して設計図書等の変更を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。但し、当該変更が乙の作成した設計図書等の不備若しくは瑕疵による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

(施工計画書等)

第25条 乙は、特定公園施設の建設工事着手前に施工計画書（特定公園施設の建設工事期間、既存施設の撤去を含む工事全体の工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）及び工事期間中に週間工程表を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び週間工程表について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第26条 乙は、特定公園施設の建設工事着手前に工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する義務を負う。

(建設工事)

第27条 乙は、設計図書等並びに第25条に規定する施工計画書及び週間工程表に従って、特定公園施設の建設工事を行うものとする。

- 2 乙は、特定公園施設の整備にあたっては、「岐阜県建設工事共通仕様書等」、その他公的基準等に準拠するものとする。
- 3 乙は、特定公園施設の建設工事の着手後、必要があると認められる場合には、甲の承諾を得たうえで設計図書等を変更することができる。
- 4 乙は、特定公園施設の建設工事着手までに、特定公園施設に係る公園設置許可申請書及び減免申請書を提出して甲の許可を得るものとする。
- 5 公園設置許可申請書には、第23条に規定する設計図書等及び第25条に規定する施工計画書及び週間工程表を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 6 第4項に基づく公園設置許可に係る使用料は、免除とする。
- 7 第4項の公園設置許可の期間は、特定公園施設の建設工事に要する合理的な期間とする。

(第三者の使用)

第28条 乙は、特定公園施設の建設工事にあたって第三者（協力者を含む。次項において同じ。）を使用する場合、事前に書面により甲に届け出たうえ、甲の承認を得るものとする。

- 2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の建設工事に関して乙が使用する一切の第三者の責に帰すべき事由は、乙の責に帰すべき事由とみなすものとする。

(甲による説明要求及び立会)

第29条 甲は、特定公園施設の建設工事の状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明を求めることができる。

- 2 前項に規定する説明の結果、特定公園施設の建設工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、特定公園施設の建設工事期間中、事前の通知なしに特定公園施設の建設工事に立会うことができる。
- 4 乙は、甲が第1項に規定する説明を受けたこと又は第3項に規定する立会を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該説明を受けたこと又は立会を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による完成検査)

第30条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき14日以内に、特定公園施設の建設工事の完成検査を実施するものとする。

- 2 完成検査の結果、特定公園施設の建設工事の状況が設計図書等の内容と相違していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならない。

- ず、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を受けた場合、再度完成検査を実施するものとする。
 - 4 前項の再度の完成検査は、第1項及び第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第4項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。
 - 5 乙は、甲が本条に規定する完成検査を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該検査を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による完成検査確認通知書の交付)

- 第31条 甲が前条に規定する完成検査を実施し、前条第2項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が別紙3に記載する完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完成検査確認通知書を交付するものとする。
- 2 乙は、甲が前項の完成検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

(引渡予定日の変更)

- 第32条 乙は、不可抗力、法令等の変更、その他乙の責によらざる事由により特定公園施設の引渡予定日の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更を甲に請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議のうえ、合理的な引渡予定日を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(建設工事の一時中止)

- 第33条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の建設工事の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部を中止させた場合において、必要と認めるときには、特定公園施設の引渡予定日を変更することができる。

(建設工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱)

- 第34条 乙が特定公園施設の建設工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する義務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(建設工事開始及び完了時の甲に対する届出)

- 第35条 乙は、第27条第4項に基づく公園設置許可に係る特定公園施設の建設工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

第4章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

第36条 甲及び乙は、特定公園施設の譲渡について、第~~32~~23条第5項の確認書が発行された後、予算及び財産の取得に係る議決を得たうえで、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとする。

2 乙は、第41条に規定する完成検査において合格した場合には、前項の契約に基づき甲に対して特定公園施設を譲渡し、引き渡すものとする。

3 特定公園施設の譲渡価額は総額●●●円（提案額）を上限とし、甲は、乙に対し、第23条第1項における設計図書等に基づき、支払うものとする。

(瑕疵担保)

第37条 甲は、特定公園施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、当該瑕疵が甲の指示によって生じた場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。また、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。但し、乙が当該瑕疵を知っていた場合、又は、当該瑕疵が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から10年以内とする。

3 甲は、特定公園施設が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、前項に規定する期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損を認識した日から6か月以内に第1項の権利を行使するものとする。

第5章 公募対象公園施設の管理

(管理)

第38条 乙は、毎事業年度、前事業年度の2月末日まで（初回は公募対象公園施設の供用開始日の1か月前まで）に、次の事項を記載した管理運営計画書を甲に提出しなければならない。

(1) 年間管理運営計画（収支計画及びイベント計画含む。）

(2) 緊急時の体制及び対応

(3) その他、良好な管理に関すること

2 乙は、第17条第1項に基づく設置許可の際に付された許可条件、管理運営計画書に基づき、適切に管理を行うものとする。

3 公募対象公園施設の管理に関する利用者及び地域住民からの要望、問い合わせ、苦情への対応は、乙の責任において行う。但し、甲の責に帰すべき事由により生じた要望、問い合わせ、苦情への対応は甲が対応するものとし、乙はこれに協力する。

4 乙は、本事業の管理にあたり取得した個人情報等を法令に従って厳重に管理するとともに、本事業の目的以外に利用してはならず、万が一漏洩、紛失した場合には乙の費用負担と責任により適切な対応及び損害賠償を行うものとする。

(管理運営報告書の提出)

第39条 乙は、管理運営計画書に基づく管理状況を記載した管理運営報告書を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後40日以内に甲へ提出しなければならない。

2 前項の報告書に記載する事項等については、甲乙協議のうえ決定する。

(年間業務報告書の提出)

第40条 乙は、事業期間中、毎事業年度終了後40日以内に、本事業の業務及び収支に関する年間業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(財務情報等の報告・開示)

第41条 乙は、事業期間中、毎事業年度終了後40日以内に、乙に関する決算書及び会計監査報告書を、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の報告事項のほか、甲から統計情報の作成等のための情報提供を求められた場合には、本事業に関する必要な情報を甲に対して提供する。

(その他の報告義務)

第42条 乙は、事業期間中、前3条のほか、本事業に関し甲が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第43条 甲は、やむを得ない事由が生じた場合、その他法に規定する事由が生じた場合においては、法に規定するところに従い、第17条第1項に基づく設置許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等をさせることができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損害に伴う補償については、法その他関係法令の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第44条 乙は、第17条第1項に基づく設置許可を受けた事項（公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議した上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第8条第1項に基づく甲の認定を得たうえで、認定公募設置等計画を変更し、管理運営計画書を変更したうえで、管理を行うものとする。

(許可の更新)

第45条 乙は、公募対象公園施設について、第17条第1項に基づく設置許可期間終了の6か月前

までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可を更新するものとする。但し、甲は、必要がある場合には許可の更新に際し、許可条件を付すことがある。

- 2 乙は、前項に基づき更新された設置許可期間終了の6か月前までに法第5条第1項の許可の申請を行うものとし、甲は、乙による申請が許可要件を満たしていることを確認することにより、前項に基づき更新された設置許可期間終了の日の翌日から10年間、法第5条第1項に基づく許可を行うものとする。
- 3 乙が前項の許可に基づく設置許可期間終了後、更に法第5条第1項の許可の申請を行うことを希望する場合は、甲に対して協議を申し出ることができる。
- 4 甲は、本条に基づく乙の許可申請が本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は速やかに許可申請書を訂正し、甲に提出しなければならない。
- 5 甲が法令等の変更により許可を更新しない場合でも、乙は甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(改善命令等)

第46条 甲は、第40条に基づく年間業務報告書により、乙の管理状況が適切でないと認められる場合、乙に対し、その改善を命令することができる。

- 2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の命令の対象が協力者の担当する業務に係る場合、甲は乙に対する命令とともに、又は乙に対する命令に代えて、協力者に対して指導を行うことができるものとし、当該協力者は甲の指導に従わなければならない。

(第三者の使用)

第47条 乙は、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者（協力者を含む。本条において同じ。）に賃貸又は使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要及びその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出のうえ、甲の承認を得るものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設を反社会的勢力又は法令等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。
- 3 乙は、別に定めのない限り、公募対象公園施設の設置管理期間終了日までに公募対象公園施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用（入居者への補償も含む。）は全て乙の負担とし、乙及び第三者は、甲に対して留置権を行使せず、必要費若しくは有益費償還請求、立退料、その他一切の請求を行わないものとする。
- 4 乙は、第三者が公募対象公園施設を転貸する場合（更に順次転貸する場合等も含む。）においても、自ら第三者に賃貸又は使用させる場合と同様の義務を当該第三者等に遵守させるものとし、

転貸に関して当該第三者が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任を負うものとする。

(譲渡の取扱い)

第48条 乙は、甲の事前の承諾なく、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡してはならない。

(公募対象公園施設の損傷に伴う影響)

第49条 不可抗力により公募対象公園施設が重大な損傷を受け、本事業を当初の認定公募設置等計画（甲の承認を得て変更した認定公募設置等計画を含む。）どおり遂行することが困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に対し通知するとともに、甲の指示に従って速やかに変更した認定公募設置等計画（以下本条において「変更計画」という。）を作成し、これを甲に提出して承認を求めなければならない。

- 2 乙から前項の通知若しくは変更計画の提出があった場合、甲は、当該通知又は変更計画の内容について確認し、必要に応じて乙と対応方針について協議するものとし、その結果変更計画の内容が合理的と認めるときは、これを承認するものとする。なお、甲が変更計画の内容が合理的でないと判断した場合、乙は速やかに変更計画を修正のうえ再提出しなければならない。
- 3 前項で甲が承認をしない場合、あるいは合理的な変更計画を提出することができない程度の重大な損傷の場合、甲及び乙は、事前に相手方との協議を経たうえで、本協定を解除することができる。
- 4 前項により本協定が解除された場合、甲と乙は、相手方に対して自ら負担した増加費用、その他損害の賠償を請求することはできない。

(特定公園施設の損傷に伴う影響)

第50条 不可抗力により特定公園施設が損傷を受け、これにより公募対象公園施設の管理に増加費用（応急対応費用を含む。）又は損害が生じることとなった場合、特定公園施設の復旧にかかる費用は甲が負担し、公募対象公園施設の増加費用及び損害は乙の負担とする。但し、甲と乙は、その負担が合理的な範囲を超える場合、相手方に対して負担の分配について協議を求めることができる。

- 2 前項の場合、甲は、乙に対して復旧に伴う使用制限計画を提出し、乙は使用制限計画に基づく変更した認定公募設置等計画（以下本条において「変更計画」という。）を甲に提出するものとする。
- 3 乙から前項の変更計画の提出があった場合、甲は、当該変更計画の内容について確認し、必要に応じて乙と対応方針について協議するものとし、その結果変更計画の内容が合理的と認めるときは、これを承認するものとする。なお、甲が変更計画の内容が合理的でないと判断した場合、乙は速やかに変更計画を修正のうえ再提出しなければならない。
- 4 前3項の場合において、本事業の継続が不能若しくは著しく困難と認められる場合、甲及び乙は、事前に相手方との協議を経たうえで、本協定を解除することができる。
- 5 前項により本協定が解除された場合、甲と乙は、相手方に対して自ら負担した増加費用、その他損害の賠償を請求することはできない。

(原状回復)

第51条 乙は、設置許可期間の終了日（第45条第1項に基づく更新又は同条第2項に基づく許可が行われた場合は、当該更新又は許可期間の終了日）までに、乙の責任及び費用負担により、公募対象公園施設を撤去し、認定公募設置等計画に基づき原状回復を行わなければならない。この場合、乙は撤去の方法、期間について原状回復計画書を作成して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

2 乙は、前項の原状回復が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。

4 完了検査の結果、原状回復が不十分であった場合、甲は乙に対して追加の工事等を求めることができる。

5 甲は、前項の追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

6 前項の再度の完了検査は、第3項及び第4項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

7 乙が第1項に定める日までに原状回復を終えて土地を明け渡すことができなかった場合、乙は、その日の翌日から実際に公募対象公園施設の原状回復が行われて敷地が明け渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、設置許可使用料相当額の損害金を甲に支払わなければならない。

第6章 特定公園施設の管理

(特定公園施設の管理許可)

第52条 乙は、特定公園施設の供用開始日の1か月前までに、特定公園施設の公園施設管理許可申請書を甲に提出し、甲の許可を受けなければならない。

2 許可申請書には、次の事項を記載した「特定公園施設維持管理計画書」を添付しなければならない。

(1) 年間維持管理計画

①維持管理方針

②樹木管理

③清掃など美観の保持

④設備等保守点検等

⑤巡視、点検

⑥警備、巡回（不法・迷惑行為、苦情要望への対応等）

⑦安全対策（防火・防犯・防災など）

⑧駐輪対策

⑨環境対策（騒音対策など）

(2) 緊急時の体制及び対応

(3) その他、良好な維持管理に関すること

3 甲は、特定公園施設の公園施設管理許可申請書及び特定公園施設維持管理計画書を審査し、特定公園施設が法第5条第2項の要件を満たし、当該許可申請書に記載された事項が同5条第1項及び各務原市都市公園条例第7条第1項に定める記載事項に合致し、かつ特定公園施設維持管理計画書の内容が本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の内容に合致する場合、条件を付し、許可を与えることとする。

4 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。

5 甲は、乙から本条の許可に係る公園使用料は、徴収しないこととする。

(維持管理及び管理運営)

第53条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、特定公園施設維持管理計画書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

(許可の更新)

第54条 乙は、特定公園施設について、第45条に基づく公募対象公園施設の許可の更新とともに、第52条に基づく公園施設管理許可期間満了の6か月前までに再度許可申請を行い、許可を更新するものとする。

2 前項による許可の期間は、10年以内とする。

3 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合において、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(許可の取り消し)

第55条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、同法の定めるところに従い、第52条の許可（前条の許可の更新を含む。以下本条において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、法その他の関係法令の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が法その他法令又は許可条件に違反した場合には、第52条の許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

第7章 利便増進施設の設置及び管理

(利便増進施設の設置及び管理)

第56条 利便増進施設の設置及び管理は、第15条から第22条まで、第38条から第51条までの規

定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「公園施設設置許可」とあるのは「公園施設占用許可」に、「公園施設設置許可申請書」とあるのは「公園施設占用許可申請書」に、第17条第5項第一文は「乙は、利便増進施設に係る公園施設占用許可使用料として、年額1㎡当たり3,700円を甲に支払う。」に、「公園施設設置許可使用料」とあるのは「公園施設占用許可使用料」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」とあるのは「利益増進施設管理運営計画書」に、「公園施設設置許可期間」は「公園施設占用許可期間」に、「当該更新又は許可期間の終了日」とあるのは「認定公募等設置計画の認定の有効期間が終了する日」に、それぞれ読み替えて適用するものとし、第17条第4項、第45条第2項及び第3項は適用しないものとする。

第8章 認定計画提出者の責務等

(乙の遵守事項)

- 第57条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって本施設を良好に管理しなければならない。
- 2 乙は、公募設置等指針、特定公園施設の施工計画書、公募対象公園施設の管理運営計画書、特定公園施設維持管理計画書、第17条及び第52条の規定による許可の際に付された許可条件、その他関係法令等を遵守し、本施設の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。
- 3 乙は、本事業における権利義務の全部または一部について、第三者に譲渡し、継承させ、またはその権利を担保に供することはできない。ただし、法第5条の8により、事前に書面により甲に通知し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 4 乙は、前項におけるただし書きに定める事由が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。

(維持管理・運営等)

- 第58条 乙は、自己の責任及び費用において、自ら公募対象公園施設の設置管理許可区域及び特定公園施設の清掃、維持管理を行うものとする。

(災害時等の対応)

- 第59条 乙は、本事業の実施にあたり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、本施設や周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力するものとする。
- 3 本事業の実施中に事故、災害等が発生した場合、乙は、発生の帰責のいかんに関わらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

(甲によるモニタリング)

第60条 甲は、事業期間中、乙が本協定の遵守状況又は収支状況について、随時各施設又は各業務を直接監査して、本協定の遵守状況等を自ら確認するモニタリングを実施することができる。

- 2 前項のモニタリング等により、乙による事業実施が本協定を遵守していないと判断された場合、甲は、乙に対して、甲が指定する内容の改善計画の提出を命じることができる。
- 3 乙は、前項に基づき改善計画の提出を命じられてから60日以内に改善計画を甲に提出し、その承認を得るものとする。甲が、提出された改善計画では十分に改善がなされていないと認定した場合、乙は認定日から30日以内に改善計画を甲に再提出しなければならない。
- 4 甲は、協力者に対しても前3項のモニタリングを実施し、改善計画の提出を命じることができ、乙は協力者をしてこれに協力させるものとする。

第9章 不可抗力による損害等

(不可抗力による損害等)

第61条 乙は、本協定締結日の後に不可抗力により、本協定又は認定公募設置等計画で提示された内容に従って本業務を行うことができなくなった場合、若しくは本協定の履行のために費用が増加すると判断した場合、その判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 甲が乙から、前項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに認定公募設置等計画の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。
- 3 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から60日以内に認定公募設置等計画の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。
- 4 協定期間中の甲及び乙のリスクの分担は別表リスク分担表のとおりとする。なお、本協定のその他の規定及び別表リスク分担表に定めるもの以外のリスクの分担に係る事項については甲及び乙の協議により決定する。
- 5 乙は、いかなる場合においても、甲に対し営業補償、休業補償を請求することができない。

(法令等の変更)

第62条 乙は、本協定締結日後の法令変更により、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に従って本業務を行うことができないと判断した場合若しくは本協定の履行のための費用が増加すると判断した場合、乙は当該判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(法令等の変更による損害等)

第63条 甲が乙から、前条第1項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに認定公募設置等計画の変更並びに追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項の協議に関わらず、法令変更の公布日から120日以内に認定公募設置等計画の変更並びに追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が当該法令変更に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本業務を継続する。

第10章 協定の解除

(認定公募設置等計画の有効期間)

第64条 認定公募設置等計画の有効期間は、公募設置等計画の認定日から令和22年3月31日までとする。

(認定公募設置等計画の認定取り消し)

第65条 甲は、認定公募設置等計画の有効期間に関わらず、乙が取得した設置管理許可若しくは管理許可を取り消し、若しくは更新しない場合、又は次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、認定公募設置等計画の認定を取り消すとともに、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、設置管理許可（許可の更新も含む。）若しくは管理許可（許可の更新も含む。）の条件又はその他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が、本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示が発せられても改善が認められない場合
- (3) 乙による本事業の実施が、乙の都合により、本協定に基づき定めるスケジュールから著しく遅延する等、円滑な本事業の実施が困難と判断される場合
- (4) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本事業を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (5) 乙が、支払停止又は支払不能となり、または破産法に基づく破産手続き、民事再生法に基づく再生手続き、会社更生法に基づく更生手続き、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続き、会社法に基づく特別清算その他の倒産手続き又はこれらに相当する法的手続き若しくは私的整理手続きの申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合
- (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 乙が、監督官庁により事業に係る許認可等の取消し又は停止等の処分を受け、若しくは自ら事業を休止若しくは停止した場合
- (9) 乙が、反社会勢力に該当する場合
- (10) 乙が、本業務の遂行を怠り、本事業の目的が達せられないと認められる場合
- (11) 前各号に定めるほか、甲が本事業を中止すべきと判断した場合

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に対し、甲に納付した使用料の返還、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求めることはできない。

(解除に伴う賠償等)

第66条 甲は、乙が、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙に対し、本事業に係る提案価格の10分の1に係る金額の違約金を請求することができる。かかる請求を受けたときは、乙は当該請求に係る違約金を速やかに甲に対し支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、甲に実際に生じた損害額が違約金額を超える場合において、その超過分につき、乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

第11章 雑則

(協議)

第67条 本協定において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、甲及び乙は、速やかに協議を行わなければならない。

(著作権の使用)

第68条 甲が、本事業の募集手続において及び本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、甲に帰属する。

- 2 甲は、成果物（乙が、本協定、設置等指針又は公募設置等計画に基づいて甲に提出した一切の書類、図面、写真映像等をいう。以下同じ。）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。
- 3 成果物、公募対象公園施設、特定公園施設のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。
- 4 前項の規定に関わらず、乙は、甲が成果物及び特定公園施設を次の各号に定めるところにより利用することができるようにし、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作権者の名称を表示することなく、成果物の全部若しくは一部、又は特定公園施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは使用させること。
 - (2) 成果物を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 特定公園施設の完成、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をし、又はさせること。
 - (4) 特定公園施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
- 5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらか

じめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物及び特定公園施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に乙又は著作権者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- 6 乙は、自ら又は著作権者をして、成果物及び特定公園施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第69条 甲及び乙は、本協定又は本事業に関連して知り得た情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本協定に係る義務の履行又は本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (3) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- 4 乙は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規程を遵守するものとする。

(通知)

- 第70条 乙は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に通知しなければならない。
- (1) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
 - (2) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
 - (3) 事業対象地内の全部又は一部を第三者が占有した場合

(管轄裁判所)

第71条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訴・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、岐阜地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。

(その他)

第72条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

(甲) 各務原市那加桜町1丁目69番地
各務原市 代表者
各務原市長 浅野 健司

(乙) 代表企業
所在地
商号又は名称
代表者名

構成企業
所在地
商号又は名称
代表者名

別紙 1 公募対象公園施設の設計図書等（第 15 条関係）

（1）建築物

建築基準法第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定に定める申請図書

（但し、甲の指示により一部書類を省略することができる）

別紙 2 特定公園施設の設計図書等（第 23 条関係）

（1）建築物

建築基準法第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定に定める申請図書

（但し、甲の指示により一部書類を省略することができる）

（2）建築物以外

以下の内容の設計図書

施工位置図

現況図

施設平面図

造成平面図

割付寸法図

植栽平面図

雨水排水平面図

各種設備平面図

造成断面図

各施設構造図

図面に基づく数量計算書等

設計の検討に伴う応力や容量の計算書

工事費内訳書

別紙 3 完成図書等（第 31 条関係）

建築物

建築基準法第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定による申請図書に対応する完成図書

建築基準法第 18 条第 18 項の規定による検査済書

建築物以外以下の内容の完成図書

施工位置図

現況図

施設平面図

造成平面図

割付寸法図

植栽平面図

雨水排水平面図

各種設備平面図

造成断面図

各施設構造図

図面に基づく数量計算書、各種品質証明に関する書類、産業廃棄物管理票等

設計の検討に伴う応力や容量の計算書（設計図書等から変更があった場合）

